

☆お役立ち情報☆ NO.95 2021年2月

養子縁組と相続

.....

相続において、養子の扱いはやや複雑です。

相続人としての扱いは、原則として実子と養子は同じ扱いになるものの、相続税の計算においては、基礎控除額の「法定相続人の数」にカウントされる養子の数には制限があります。また、養子の子（被相続人の孫）が代襲相続人になるかどうかについては、その子（孫）が生まれた時期により異なります。

養子と実子ではどのような違いがあるのか、以下にまとめます。民法と相続税法では、養子の扱いが異なる点に、特に注意が必要です。

1. 民法における養子の扱い（第一順位の相続人）

法律の養子縁組届により子となった養子は、血縁関係のある実子と同じ扱いになります。民法の809条（嫡出子の身分の取得）には、「養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する」とあります。つまり、養子は、その養子縁組の届出をした日から養親の嫡出子となり、他に実子がいた場合でも第一順位の相続人となります。

2. 相続税法における養子の扱い

相続税で、基礎控除額（3,000万円+600万円×法定相続人の数）や、死亡保険金の非課税（500万円×法定相続人の数）などを計算する際に、この「法定相続人の数」に含める養子の人数には制限があります。

法定相続人に実の子がいる場合には『養子は1人』まで、被相続人に実の子がいない場合には、『養子は2人』まで法定相続人の数に含めることができます。ただし、特別養子や、その養子が被相続人の配偶者の実子であるなら、人数制限はありません。

3. 特別養子とは

養子には、「普通養子」と「特別養子」があります。

普通養子縁組は養親と養子の合意のもと、届出をすれば成立します。

これに対し、特別養子縁組は、「養子の父母等の監護が著しく困難または不相当であることなどの特別な事情があり、子の利益のために必要と認められる場合」に家庭裁判所によって成立させる縁組です。

普通養子では実の親やその血族との関係は変わらず、実の親や兄弟姉妹等の相続人になります。一方、特別養子になると実の親およびその血族との関係はなくなります（例外規定あり）。

4. 兄弟姉妹としての養子の扱い（第三順位の相続人）

兄弟姉妹の相続でも、実子と養子は同じ扱いになります。兄弟姉妹が複数いるときには、法定相続分を均等割した割合になります。

ただし、父母が離婚した場合など、どちらから一方の実親だけが縁組している養子の兄弟姉妹（半血の兄弟姉妹）の場合には、父母双方が同じである兄弟姉妹（全血の兄弟姉妹）の相続分の2分の1となります。民法では「ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする（民法900条④）」と定めています。

5. 養子の代襲相続の扱い

子や兄弟姉妹の相続における代襲相続では、養子の子（被相続人の孫や甥姪にあたる人）が、養子縁組前に生まれていた場合には代襲相続人にはなりません。大人になってからの養子縁組では、特に注意が必要なポイントです。